

平成28年第12回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成28年11月22日（火）

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第37号	小金井市教育委員会感謝状贈呈事業について
第3	報 告 事 項	1 学校給食費の見直しについて 2 平成28年度小金井市立小・中学校読書感想文コンクールの表彰結果について 3 特別支援教室の導入について 4 その他 5 今後の日程

議案第 37 号

小金井市教育委員会感謝状贈呈事業について

小金井市教育委員会感謝状贈呈要領を別紙のとおり制定し、小金井市教育委員会より感謝状を贈呈する。

平成 28 年 11 月 22 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山 本 修 司

(提案理由)

小金井市の教育振興等に顕著な功労等があったものに対し、今後の活動継続を奨励するため、小金井市教育委員会感謝状贈呈要領を制定し、小金井市教育委員会より感謝状を贈呈するものであります。

小金井市教育委員会感謝状贈呈事業概要

1 教育委員会課長職者による贈呈候補者の推薦

- (1) 教育委員会事務局各課の長は、感謝状を贈呈すべき者があった場合は、候補者推薦調書を作成し、庶務課へ提出する。
- (2) 庶務課は提出された候補者推薦調書により感謝状審査委員会資料を作成すると共に招集通知を送付する。

2 感謝状審査委員会開催

- (1) 原則として感謝状審査委員会は教育委員会定例会の事前打合せである局議終了後に開催する。
- (2) 副賞を添えて贈呈するか否かについても審議する。

3 感謝状審査委員会が教育長に審査結果を報告

- (1) 感謝状審査会で決定した審査結果を起案により教育長へ報告する。
- (2) 審査会の結果報告起案の決裁をもって、教育長は推薦者を決定する。

4 教育長による贈呈候補者の推薦

- (1) 教育長は教育委員会定例会に議案として提出して候補者を推薦する。
- (2) 上記議案の所属は庶務課とする。

5 教育委員会定例会にて贈呈者の決定

- (1) 教育委員会で議案を審議し、贈呈者を決定する。
- (2) 教育委員会の決定により副賞を添える場合は、予算措置について財政課と相談する。

6 感謝状贈呈式において教育長より贈呈

- (1) 庶務課は贈呈者へ贈呈式（教育委員会定例会）への案内を送付し、教育長より感謝状を贈呈する。

別紙

小金井市教育委員会感謝状贈呈要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、小金井市の教育振興に顕著な功労のあったものに対して小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）が感謝状を贈呈することについて必要な事項を定め、もって今後の活動継続を奨励することを目的とする。

（感謝状の対象者）

第2条 感謝状の贈呈の対象は、次の各号のいずれかに該当する市民、市内の団体又は市内の事業所（以下「小金井市在住者等」という。）とする。ただし、小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程（昭和63年教育委員会規程第3号）の対象となる小金井市立小・中学校に在学する児童・生徒もしくはそれらが構成する団体又は同一行為で既に委員会から表彰を受けたものは除く。

- (1) 学校教育の振興に関し顕著な功労のあったもの
- (2) 社会教育関係諸活動又は体育関係諸活動において顕著な功労のあったもの又は特に優秀な成績を挙げたもの
- (3) 善行者であって他の模範とするに足りるもの
- (4) その他委員会が適当であると認めたもの

2 前項本文の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、小金井市在住者等以外のものを対象者とすることができる。

（感謝状の贈呈）

第3条 感謝状は、委員会名の書状をもって贈呈する。

- 2 感謝状の贈呈は、教育長が行う。
- 3 前項の感謝状には、副賞を添えて贈呈することができる。

（贈呈の期日等）

第4条 感謝状の贈呈は、委員会の決定に基づき、随時これを行うことができる。

（贈呈候補者の推薦）

第5条 教育委員会の課長職者は、感謝状を贈呈すべきもの（以下「贈呈候補者」という。）があったときは、小金井市教育委員会感謝状贈呈候補者推薦調書（様式）により、感謝状審査委員会に付する。

（感謝状審査委員会の設置及び所掌事項）

第6条 委員会に感謝状審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 3 審査会に、委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 委員長は会議を招集し、主催する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、委員長の命を受けて所掌事項を処理する。
- 7 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、これを開催することができない。
- 8 審査会は、贈呈候補者について、贈呈すべきものの適否を審査してその結果を教育長に報告するものとする。

(贈呈者の推薦及び決定)

第7条 教育長は、第6条第8項の報告に基づき、贈呈候補者を推薦し、委員会が決定する。

(庶務)

第8条 感謝状の贈呈に関する庶務は、学校教育部庶務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

感謝状審査委員会委員

委員長	学校教育部長
副委員長	生涯学習部長
委員	庶務課長
委員	学務課長
委員	指導室長
委員	統括指導主事
委員	生涯学習課長
委員	図書館長
委員	公民館長

(様式)

平成 年 月 日

(宛先) 小金井市教育委員会感謝状審査委員会

課名

課長名

(公印省略)

小金井市教育委員会感謝状贈呈候補者推薦調書

小金井市教育委員会感謝状贈呈要領第5条の規定により次の者を推薦します。

1 贈呈候補者

(ふりがな)		住所 (〒 -)
候補者名		
(ふりがな)		住所 (〒 -)
代表者名		

※団体の場合は代表者氏名も記入

2 贈呈内容の分類番号

(番号)

- (1) 学校教育の振興に関し顕著な功勞のあったもの
- (2) 社会教育関係諸活動又は体育関係諸活動において顕著な功勞のあったもの又は特に優秀な成績を挙げたもの
- (3) 善行者であつて他の模範とするに足りるもの
- (4) その他贈呈に値する行為を行ったもの

3 推薦理由（贈呈候補者等の成績・行為の概要）

(1) 概 要

(2) 成 果（結果、実績等）

(3) その他（主催団体、参加人数、他の表彰歴、団体の構成員等）

(4) 総合所見

※ 大会名、成果等は詳しく記載（正式名称で記載）すること。

※ 審査に供するため、贈呈候補者等の成績、行為等を裏付ける資料として、新聞情報、賞状等、成果を確認できる関係資料を必ず添付してください。

報告事項 2 資料

平成 28 年度 小金井市立小・中学校読書感想文コンクール 表彰結果

【最優秀賞】 4 作品 (小学校 3 作品・中学校 1 作品)

- 「やさしい気もち」 小金井第三小学校 2 年 三木 廉音
図書名「ひみつのきもちぎんこう」 著者名 ふじもと みさと
- 「わすれよ科」 南小学校 3 年 坂下 広樹
図書名「さかさ町」 著者名 F. エマーソン・アンドリュース
- 「好きなことを力に」 本町小学校 5 年 相田 俊太郎
図書名「理系アナ柘太一の生物部な毎日」 著者名 柘 太一
- 「メタセコイヤが空にさし伸べる枝先、その向こうの未来へ」
小金井第二中学校 2 年 坂下 陽菜
図書名「ABC! 曙第二中学校放送部」 著者名 市川 朔久子

【優 秀 賞】 9 作品 (小学校 6 作品・中学校 3 作品)

- 「きもちつうちょうはあるのかな」 本町小学校 1 年 高津 歩実
図書名「ひみつのきもちぎんこう」 著者名 ふじもと みさと
- 「だっこがいちばん」 小金井第四小学校 2 年 高橋 ひまり
図書名「よるのとしょかんだいぼうけん」 著者名 村中 李衣
- 「心の信号」 小金井第一小学校 3 年 渡邊 真唯
図書名「おうだんほどうのムッシュトマーレ」 著者名 香坂 直
- 「二日月のように」 緑小学校 4 年 今澤 真心
図書名「二日月」 著者名 いとう みく
- 「動物園から考えた平和」 南小学校 5 年 吉野 佑飛
図書名「わたしの見たかわいそうなゾウ」 著者名 澤田 喜子
- 「普通ということ」 小金井第四小学校 6 年 須崎 香帆
図書名「ワンダー」 著者名 R・J・パラシオ
- 「茶道という文化に触れて」 東中学校 1 年 須藤 帆香
図書名「日本人の心、伝えます」 著者名 千 玄室
- 「ホームレス中学生を読んで」 小金井第一中学校 2 年 ラフマン ファティマ 愛璃咲
図書名「ホームレス中学生」 著者名 田村 裕
- 「テロリストへの手紙を読んで」 緑中学校 3 年 小林 由季
図書名「ぼくは君たちを憎まないことにした」 著者名 アントワーヌ・レリス

【入 選】 50 作品 (小学校 39 作品・中学校 11 作品)

【佳 作】 129 作品 (小学校 88 作品・中学校 41 作品)

【参加総数】 1644 作品 (小学校 495 作品・中学校 1149 作品)



平成30年の4月から小金井市の全小学校で特別支援教室による指導が始まります

特別支援教室の指導では、通常の学級に在籍する発達障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対し、障害の状態に応じて行う「自立活動」や「教科の補充指導」を行います。

特別支援教室の設置

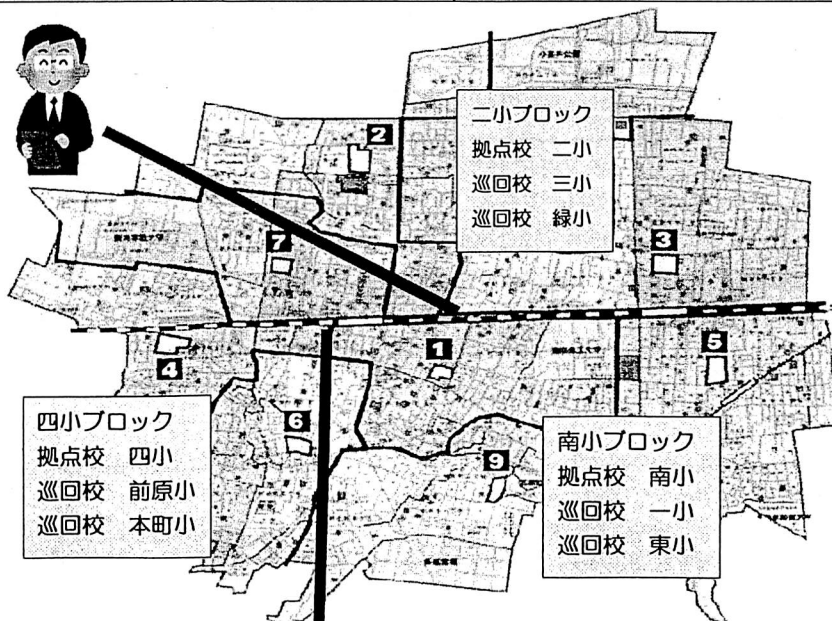
3校の拠点校
6校の巡回校



市内9校の小学校を3つのブロックに分け、1校の拠点校と2校の巡回校の3校を1ブロックとして特別支援教室の指導を行います。

拠点校に配置された巡回指導教員がブロック内の学校を巡回指導することで、拠点校、巡回校で発達障害等にかかわる特別支援教育の充実を図り、児童の能力や可能性を伸ばす教育活動に取り組みます。

ブロック	拠点校	巡回校
二小ブロック	小金井第二小学校	小金井第三小学校、緑小学校
四小ブロック	小金井第四小学校	前原小学校、本町小学校
南小ブロック	南小学校	小金井第一小学校、東小学校



小金井市の特別支援教室に対する考え方

- ・平成30年の4月から3校の拠点校と6校の巡回校による特別支援教室の指導を開始します。
- ・特別支援教室導入後の情緒障害通級指導学級の教員の名称は、巡回指導教員とします。
- ・巡回指導教員は拠点校を本務校として巡回校を兼務校とします。
- ・巡回指導教員はブロック内の各学校を巡回し、特別支援教室で指導を行います。
- ・児童の特別支援教室への入室は、校内委員会、保護者の了解、判定委員会を経て正式入室とします。
- ・特別支援教室の指導は、個別指導や小集団指導の形態で、自立活動及び教科の補充指導を週当たり1単位時間から8単位時間行います。

特別支援教室導入後の期待する効果

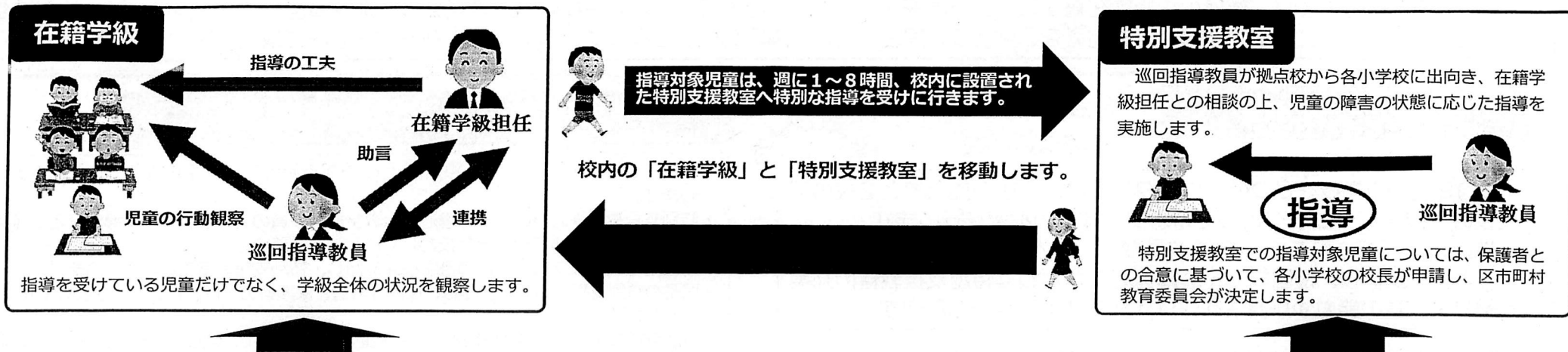
- ・今まで通級で行っていた指導を全小学校の特別支援教室で行うことで、より多くの児童が指導を受けられるようになります。
- ・児童の在籍校で過ごす時間が増え、他校に通っていた児童・保護者の負担軽減が図られます。
- ・個別指導や小集団指導を通して、児童の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られます。
- ・在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容が充実します。

特別支援教室導入に向けた主な今後の取組

- ・特別支援教室開設準備委員会、特別支援学級設置校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会の中で研究に取り組みます。(H28・29)
- ・学校、教育委員会による保護者、市民等を対象にした説明会を実施します。(H28・29)
- ・小金井市特別支援教室ガイドラインを作成します。(H28)
〈主な内容 教育課程、指導体制、巡回指導教員の勤務、服務等について〉
- ・全小学校に特別支援教室を設置します。(H29)
- ・特別支援教室の設置に向けた簡易工事及び教材、物品等の購入を行います。(H29)
- ・特別支援教室入室指導委員会を設置します。(H29)
- ・教員、管理職を対象にした研修等を実施します。(H29・30)



小金井市の特別支援教室の指導・支援体制（小学校）



特別支援教室の円滑な運営に向け、小学校に特別支援教室専門員、特別支援学習指導員、特別支援教育支援員が配置され、臨床発達心理士が巡回します。

特別支援教室専門員（非常勤）

【新規】巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います。

臨床発達心理士等（巡回）

【新規】児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。

特別支援学習指導員（非常勤）

【継続】通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を有する、又はその傾向のある児童に対し、教育的支援を行います。

特別支援教育支援員（非常勤）

【継続】発達障害など、特別な教育的支援が必要な児童に対して、教員等の指示に基づき、教育的支援や日常生活上の介助等に取り組みます。

特別支援教室で行う指導とは…

通常の学級に在籍する発達障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対し、障害の状態に応じて行う「自立活動」や「教科の補充指導」です。

学習場面で現れる課題【例】	高機能自閉症・アスペルガー症候群	注意欠陥多動性障害（ADHD）	学習障害（LD）
指導事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニケーションがうまく図れない。 ◆相手の立場になって考えることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆注意を集中し続けることが難しい。 ◆授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないうちにしりぞきに答えてしまったり、他の人がしていることを邪魔してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆音読が苦手である。 ◆書くことが苦手である。 ◆計算が苦手である。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ロールプレイ等で、適切な会話ができるようになるための指導 ◆物語の登場人物の気持ちを考えるなどの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な情報を少なくし、いくつかの情報の中から必要なものに注目できるようにするための指導 ◆順番に人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようにするための指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、国語や算数等の学習ができるようになるための指導

公民館運営審議会資料

平成28年11月17日
生涯学習部公民館

宿泊利用に伴う布団借上料、陶芸窯（電気窯）電気料金の実費徴収等について（案）

1 実費徴収について

(1) 実費徴収の内容

公民館事業においては、参加費は無料だが交通費、食材や材料費など実費負担をいただく事業は少なくない。

特定の方が利用し、そのため専ら費用が発生することが明らかなものとして、緑センター宿泊における布団借上料については、実費負担の考え方により、その借上料を、また、緑センター陶芸窯の灯油は、利用者が負担しており、貫井南分館及び貫井北分館で使用する電気窯の利用については光熱費を主とした費用を負担していただくものである。

公民館に宿泊機能を持たせている施設は他に例が見つけられないが、旧青少年センターの意思を引き継ぐものとしての機能してきた経過があるため、他の自治体の青少年センターについて調査したが、宿泊の施設利用を設定している施設は、使用料は無料であっても、シーツ代や布団代の実費を利用者に負担していただいている例があり、無料で宿泊するものとはなっていない。

本市においての青少年センターを公民館で引き継いだ形であるが、当初の無料という設定は、現在の経済情勢を鑑みた市の経営としては、適切とは言いがたい。

(2) 監査委員からの指摘

平成26年第1回定期監査報告書により、監査委員から「宿泊利用に対しては、光熱水費や泊り込み職員（委託）の人件費だけでなく、布団借上料までも市が負担している。この実費は早急に求めるべきであり、それも含めた施設利用料の見直しを中心に具体策を提示し、検討することを強く要望する。（抜すい）」とご指摘いただいている。

(3) 施設の使用料について

あくまでも施設、設備の使用料として徴収するものではなく、実費負担という考え方に基づくため、施設の使用料についての議論は、これまでの予定どおり、現在審議中の中長期計画策定の審議の中でご審議していただいた上、まとめていくことを考えている。

2 実費負担の徴収開始時期

平成29年4月

3 費用の算定方法・徴収方法

(1) 陶芸窯電気料金

電気メーターの読み取りにより実使用量による算定をし、窓口で徴収（西東京市を参考とした）

(2) 布団借上料

当該年度の布団借上料における契約単価を用い、窓口で徴収（公民館として事例見つからず。ただし、他市等の青少年センター等での事例あり）

4 歳入見込

(1) 布団借上料

宿泊件数		宿泊者数（人）			布団数 （枚）	布団 単価 （円）	歳入見込額 （円）
		18歳以上	18歳未満	合計			
主催	1	45	0	45	41	810	33,210
行政	2	54	0	54	6		4,860
一般	17	100	211	311	271		219,510
計	20	199	211	410	318	810	257,580

※ 歳入見込みは、過去3年度の平均布団使用枚数に税込単価を乗じた金額

※ 布団枚数はシルバー宿直職員分を除く。

※ 宿泊者数と布団枚数の差は、①布団を宿泊者側が用意、②当日の宿泊人数減による。

(2) 陶芸窯電気代

館名	焼成回数 （素焼き＋本焼き）※1	焼成1回当たりの 電気料金（円）※2	歳入見込額 （円）
貫井南分館	8	2,865	22,920
貫井北分館	6	6,825	40,950
合 計			63,870

※1 平成27年度実績から算出

※2 電気料金は平成27年度実績の平均

5 添付資料

- (1) 東京都内生涯学習関連施設（宿泊あり）一覧
- (2) 各市の陶芸窯使用料調査の結果
- (3) 公民館条例施行規則の改正（案）（宿泊利用の対象者を明記）
- (4) 公民館陶芸窯使用要綱（案）（陶芸窯の使用、電気代の徴収方法等を規定）

<資料1> 東京都内生涯学習関連施設(宿泊あり)一覧

区市名	施設区分	施設名	管理	所在地	部屋詳細	施設使用料	布団代 (シーツ代)	支払い方法	還付率	使用できる条件
小金井市	公民館	公民館緑分館	直営	小金井市緑町3-3-23	和室3(5~10人)	無料	無料			制限なし(規則改正中)
府中市	生涯学習センター	府中市生涯学習センター	指定管理	府中市浅間町1-7	和室4(5~25人) 洋室8(2~3人)	(市内) 大人 1,500~1,600円 子ども 700~800円 (市外) 大人 2,200~2,400円 子ども1,100~1,200円	無料	予約後7日以内に 入金機で	20日前まで…全額 10日前まで…75% 3日前まで…50%	①当センターの施設を使用し、学習活動を行う団体 ②姉妹都市、友好都市の団体 ③市の体育施設を使用し、スポーツ活動を行う市内団体 ④市民が50%を超える団体 ⑤その他指定管理者が特に認めた団体
大田区	青少年施設	平和島ユースセンター	直営	大田区平和島4-2-15	和室4(12~27畳) 洋室2	(区内青少年団体等) 大人 480~690円 青年 240~340円 少年 100~160円 (上記以外) 大人 1,720円 青年 860円 少年 400円	無料	利用日の10日前までに 庁舎窓口で	7日前まで…全額 2日前まで…50%	5名以上の団体
渋谷区	青少年施設	檜原自然の家	直営	西多摩郡檜原村小沢3783	洋室6(7~14人)	無料	無料			区内在住・在勤・在学が半数以上の団体
渋谷区	青少年施設	新島青少年センター	直営	新島村字瀬戸山	和室6(4~8人)	(区内在住者)無料 (上記以外) 大人 1,000円 子ども 500円	無料	利用日の3日前までに 庁舎窓口で	3日前まで…全額	区内在住・在勤・在学が半数以上の団体
世田谷区	青少年施設	野毛青少年交流センター	委託	世田谷区野毛2-15-19	和室2(12畳)	無料	400円	退館するまでにセンター 窓口で		①当区に活動拠点を有している団体 ②青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体で、5名以上の団体 ③区、他の地方公共団体又は公共的団体
町田市	青少年施設	大地沢青少年センター	直営	町田市相原町5307-2	和室8(5~20人)	(5人和室)3,000・4,000円/室 (20人和室)10,000・13,000円/室	無料	利用日までにセンター 窓口で	7日前まで…全額 前日まで…50%	制限なし

	八王子市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	福生市	武蔵村山市	西東京市	入間市	春日部市	小金井市(案)
陶芸窯の設置館名及び窯の種類	①生涯学習センター ②南大沢分館 ③川口分館 ※全館電気窯	①中央公民館(ガス窯) ②小川公民館(ガス窯) ③仲町公民館(電気窯)	①日野市中央公民館(ガス窯) ②日野市中央公民館高幡台分室(電気窯)	①中央公民館 ②秋津公民館 ③富士見公民館 ④廻田公民館 ※全館電気窯	並木公民館 ※電気窯	①松林分館 ②白梅分館 ※全館灯油窯	①残堀・伊奈平地区会館 ②教育センター生涯学習活動室 ※全館電気窯	①柳沢公民館 ②芝久保公民館 ※全館電気窯	①東町公民館(電気窯) ②東藤沢公民館(ガス窯)	中央公民館(電気窯)	①貫井南分館(電気窯) ②緑分館(灯油窯) ③貫井北分館(電気窯)
陶芸窯の使用料徴収の有無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無
使用料単価	①素焼き=2,400円 本焼き=2,700円 ②素焼き=1,900円 本焼き=2,200円 ③素焼き=2,200円 本焼き=2,500円	①・②[ガス窯] 素焼き=1,200円 本焼き=5,800円 ③[電気窯] 素焼き=1,500円 本焼き=2,500円	使用料の設定はなし	1,000円/日(市内)	無	無	・素焼き=2,500円 ・本焼き=6,300円	電気代実費	2,500円/回	・素焼き=1,500円 ・本焼き=2,500円	・電気代実費 ・灯油代実費
使用料算定・徴収方法	・窯を使用する日数によって上記のとおり算定。 ・使用料については、使用当日に窓口で現金払い。	陶芸窯本体の減価償却費、ガス・電気基本料金 本焼1回当り(12時間)のガス・電気料金 素焼1回当り(6時間)のガス・電気料金 窓口徴収	・ガス、電気それぞれ窯にメーターがあり、利用団体が利用の前で数値を読み、台帳へ記入。 ・年2回(4月と10月)サークルごとの使用量を集計。当時のガス・電気単価を掛けて請求金額を算出。各サークルへ請求する。 ・公民館でガスと電気代を支出し、後日、市の雑収入として納入する形。	施設使用料として徴収	無	無	陶芸窯を使用する前までに、窓口で現金徴収。	・使用日の電気代単価×使用電力量 ・公民館窓口にて徴収	①使用日当日に徴収 ②使用許可申請時に徴収	窓口で現金支払い	①・③使用日の電気代単価×使用電力量 ・公民館窓口にて徴収 ②灯油代は、満タンの状態から使用し、使用后満タンにした時の給油量から算定 ・陶芸団体が直接支払う。
使用料単価設定方法 (分かる範囲で結構です)	不詳	電気窯設置時の単価設定=1日あたりの減価償却費×利用日数(素焼、本焼)+1日あたりの電気基本料金×利用日数(素焼、本焼)+本焼1回当り(12時間)の電気料金、素焼1回当り(6時間)の電気料金	使用料の設定はなし	無	無	無	上記のとおり	不明	不明	不明	使用日の電気代単価×使用電力量
使用料徴収規定 (条例、規則、要綱、基準等)	条例による	条例(規則で定める額)、規則	日野市中央公民館陶芸ガマ使用要綱	・教育委員会規則 ・東村山市立公民館条例施行規則	無	無	・武蔵村山市立学習等共用施設設置条例 ・武蔵村山市民総合センター設置条例	西東京市公民館陶芸窯使用要綱	・入間市公民館使用及び使用料条例 ・入間市公民館使用及び使用料条例施行規則	春日部市公民館条例施行規則	(仮)小金井市公民館陶芸窯使用要綱
問題点・補足事項等			・陶芸窯を使うサークルは『陶芸サークル連絡会』への参加を強く要請(加入率100%) ・年2回の陶芸サークル連絡会で、窯の半年先の利用日の調整や、扱い方について話し合いを行っています。 ・公民館まつりも連絡会として参加しています。		・特になし	・灯油代は、サークル負担。 ・窯を使用できるのは、公民館登録サークルのみで一般市民は利用できない。	今後、窯が老朽して、故障した場合の修繕費の増。		①窯の老朽化に伴い、使用できる団体及び回数制限している。 ②現在のガス窯の製造会社はすでになく、部品も手に入りにくくなっているため電気窯を検討している。ガス窯のため、焼いている間は各サークルに当番を常置してもらっている。	・故障した際の修繕費用(瑕疵責任など)	①・③電気窯は、金額負担なし ②灯油窯は灯油代の実費を利用サークルが負担。主催講座の場合、参加費に含む。

<資料 3 >

公民館条例施行規則の一部改正【案】について

(宿泊使用団体等)

第4条の3 次に掲げる団体等は、宿泊使用施設を使用することができる。この場合において、第1号に規定する団体は、社会教育に関する研修会又は講習会等の活動を行う場合に限り使用することができる。

(1) 次に掲げる条件を全て満たす団体

ア 社会教育を目的として活動する団体

イ 当該施設を使用する日において、18歳以下の者で構成する5人以上の団体

ウ 宿泊する者の4分の3以上が小金井市民である団体

(2) 前号に規定する団体に所属する者の20歳以上の保護者

(3) 市が主催する事業で使用する団体等

(4) その他教育委員会が使用を認めた団体等

2 前項第1号に規定する団体が宿泊使用施設を使用する場合には、前項第2号に規定する保護者が同行しなければならない。

(布団使用による費用負担)

第4条の4 前条の規定により宿泊使用施設を使用する団体等は、宿泊使用施設が準備する布団を使用した場合は、当該布団使用による実費相当額として、当該布団借上料の契約額に消費税（地方消費税を含む。）率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を負担しなければならない。

<資料 4 >

○小金井市公民館陶芸窯使用要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、小金井市公民館（以下「公民館」という。）に設置する陶芸窯の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用団体）

第2条 陶芸窯は、公民館が主催する、陶芸入門講座を終了した者で構成する団体で、陶芸連絡会に所属している団体（以下「団体」という。）に限り、使用できる。

（使用申請）

第3条 陶芸窯を使用する団体は、小金井市公民館陶芸窯使用申請書（様式第1号）を小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（使用承認）

第4条 教育委員会は、前条の規定により陶芸窯を使用する団体を決定したときは、小金井市公民館陶芸窯使用承認書（様式第2号）を交付する。

（使用報告）

第5条 陶芸窯を使用した団体は、陶芸窯の使用後速やかに小金井市公民館陶芸窯使用報告書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（費用負担）

第6条 陶芸窯を使用した団体は、別表に掲げる電力量料金又は灯油代の実費相当分を負担しなければならない。

（損害賠償義務）

第7条 陶芸窯を使用した団体が、設備、備品等に損害を与えた場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、その相当額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第6条関係）

備品	費用の算出方法
電気陶芸窯	使用1回につき、使用した時点で定められている1キロワットアワー当たりの電力量の単価に、使用電力量を乗じ、1円未満の額を切り捨てた額
灯油陶芸窯	使用後に、使用した灯油分を補充する

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

教育委員会の今後の日程

平成28年11月22日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
教育委員会委員 任命辞令交付式	12月1日(木) 午前8時40分	庁議室	全委員
平成28年 第1回教育委員会臨時会	12月5日(月) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成29年 第1回教育委員会定例会	1月10日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第3回理事会 第2回理事研修会	1月13日(金) 午後2時00分	東京自治会館講堂	鮎川委員
平成29年 第2回教育委員会定例会	2月14日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員